

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の原子力科学研究所使用施設、大洗研究所使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和2年7月15日(水) 13時30分～15時00分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議システムにて実施

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多主任安全審査官、堀内安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

臨界ホット試験技術部 次長 他19名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 配付資料

- ・保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表(原子力科学研究所・使用施設)
- ・保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表(北地区・使用施設)
- ・保安規定審査基準規則要求と保安規定変更認可申請の対比表(南地区・使用施設)
- ・JAEA大洗研(南地区)(使用)保安規定 指摘・コメント表

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	先週の金曜日 10 日に投影こんな審査会合努力等クロスプロットの図総則資料の週のところの説明ということでしょうか。そうですね、別途ドラフト版でいただいてて、
0:00:15	そんな中の
0:00:19	使用の方法というのはこういうことでこういうことでこういうことが書いてありますっていうページが 2 ページぐらいあるんだけど。
0:00:25	そこだけちょっと御説ご紹介いただければと思ってます。
0:00:33	西部瓦斯の人はすいません、ちょっと連絡が不行き届き弁申し訳ありません。ちょっとすみません、ちょっととかさ、はい。
0:01:26	すいませんシーマ資料準備中などもうしばらくお待ちください。
0:01:31	はい。
0:02:05	はい、よろしいでしょうか。はい、すいません、お願いします。
0:02:12	はい。すみません、長くなりました。
0:02:17	幾つかの回答のパワーポイントの 8 ページにがまず 1 点目だと思いますがよろしいでしょうか。そうですね、はい。
0:02:27	はい。
0:02:30	前回の審査会合売れの遠いとしましては、配管設備及び排水監視設備Eのところですが、そこで包括機体廃棄物等廃棄物の
0:02:45	本日の特定の本質管理に関わる設備及び機能の維持の方法並びにその欧州方法について審査基準のところの使用の方法についてどこに明記されてますかっていうところだと思います。
0:03:05	下のところに
0:03:07	まずどかしてもらってまして、まず上の角のところですね、設備の設置等、企業の情報については、66 条をどこが放射線測定器等の管理の大きさの部分になりました。
0:03:23	それでは、JABの中に
0:03:27	17 条という表があります 17 表という証拠で保全管理測定器のご答弁を確実に入ってる種類数量と明記してますんで、そこでまず設置サトウ側を提供するということを書いていますんで。
0:03:46	その機能の維持方法ということで整理してますということで、これから本題ですが、
0:03:52	それは設備の中央方法、要は排気説明用にですので、AMI44 条、こちらが気体廃棄物の下になりましてその中で、
0:04:08	だから、

0:04:10	第 9 表をに関わる所と一緒にになりますけど、機体廃棄物をする場合には、管理目標値を定めて、こちら保安規定に記載してます。それが表第 9 表になります。
0:04:27	さらに、排気中の対策室農道はい基盤と類いい監視測定することを書いていますんで表のほうにまず通常立場としては週 1 回の卸交換で完了し、
0:04:42	さらに、そのホシを用いて整備ソフトということで 3 ヶ月、資料まとめて精密測定をするということをこの 44 条と 9 表で整理をしております。さらに、液体廃棄物につきましては、先ほどの期待と同様ですけれども 46 条と。
0:05:02	第 10 表に同様の記載をしておりますので、これはまさに A ホース管理に関わる設備の使用方法ということで明記しておる状況ですということを説明させていただいておるところでして、ここで異常なんですけど、
0:05:20	わかりました。はい。
0:05:22	と放出管理目標値を定められた方法により監視または濃度測定をしているっていうのが、
0:05:31	その使用の方法に当たるとそういうふうに理解しました。
0:05:39	では続きまして、
0:05:44	はい。
0:05:45	これ、
0:05:46	はい。
0:05:48	パワーポイントの 9 ページになりますが、こちらも
0:05:52	ほぼ同様の考えなんですけど、本線測定器の管理及び放射線測定
0:05:59	これにも関することですから、放射線測定器の種類経営所管箇所を数量及び今後の類似の方法並びにその使用方法を測定及び評価の方も含めますということ
0:06:17	儲けがあるかと思えますのでそれにつきましては、先ほどのそうですけど、まず 66 条機構と旧 7 表で放射線測定器の種類、数量等を明確にしております。
0:06:32	それは測定器募集方法につきましては、第 65 条。
0:06:38	16 条において管理区域と周辺監視区域における線量町名空気を要する品等上明確にしております。
0:06:51	さらに規約の機体廃棄物につきましては第 44 条、こちらは先ほど説明しました通り、
0:06:59	管理目標値を使ってして決まったに関して、その資料集 1 回落とせ 3 ヶ月に 1 回頻度で測定しますということを書いていますと液体につきましても
0:07:12	同様に 36 条と第 10 表で明確にしているといつてここが邪魔に測定器の使用方法ということにも見せております。
0:07:23	以上です。はい。こちらも同様に放出管理目標値というものがあって、

0:07:30	定められたもう機械の排気モニターとかですかねによって監視したり或いは定められた方法で濃度測定をして、
0:07:41	その濃度限度とか、超えてないっていうことを確認しているということは資料のほうを有言不というふうに理解しました。
0:07:51	ありがとうございました。
0:07:55	よろしいですか。はい、それで
0:07:58	うん。
0:07:59	それですね。ちょっと昨日の口の為替
0:08:04	なんか、
0:08:08	何かありますか。はい。
0:08:12	よろしいですか。
0:08:15	昨日のうちの為替の方からちょっと一部の方にはメールで差し上げて若干の情報として入っておるんですけども、20日の会合においては、この回答の一覧該当する者資料はですねあの会合資料として配布をいたしますけれども、
0:08:33	この回答の内容を説明するという時間は是正取らないっていうふうな方向で今調整をさせていただいています。ほぼ、そういう形になると思いますんで、当日この
0:08:50	6日の指摘事項に対する回答ということは御説明は不要というふうにさせていただきます。
0:09:01	ですから、よろしいでしょうか。はい。
0:09:04	はい。そうしましたら共通事項等をこういう行動を整理をさせていただいて回答を示させていただきますけど、その内容で一応理解していただきたいというふうにしてよろしいということですかね。はい、その通りです。
0:09:22	交換がちょっと1点だけちょっと御質問というか確保させていただきたいんですけど。はい。
0:09:30	パワーポイントのページですが、
0:09:36	はい。
0:09:39	核燃料輸送受払い調書勾配のところですけど、ここで臨界として存続する措置ということが求められているということですが、全然人形峠の来ここに書いても書かせていただいているんですけど。
0:09:58	いろいろな軍隊も規定ですけど、20箱に流下言いにもシムラさんとこで書かれた時まだちょっと今音声切れてます。
0:10:09	はい。
0:10:11	内済ませ何十動かない4／云々の前から、これ。
0:10:17	／ポイント10ページのほうと対応としまして、

0:10:23	ここの人特化してもらってますけど、38による等々に変えてるんですけど、加工規則の7条の6、これはいわゆる鑑の工場またはガチガチの運搬に関する規定なんですけど。はい。
0:10:39	他に規定されている措置を講じることを保安規定されてます。はい、ここに確か臨界の扱いでお金のことを書いてあるのは含まれてるんですけど。はい、ここではなくてさらに回位に到達しないような措置を講ずるところが、
0:10:57	形状に必要だっていう希望なんでしょうか。ちょっとそこは改めて確認した貯蔵のところって僕は思ってますけど。
0:11:11	今般そうしますと、運転に関してはこの加工規則7条の6の規制において見ると正しい40Maといろいろ駐車場のところですね、
0:11:28	41条の2。
0:11:30	ここで巡回という表記が倍から不足しているんだというふうに理解したんですけど、そういう理解で41条の2。
0:11:41	ちょっと何点かちょっと
0:11:57	5か。
0:11:59	どうも。
0:12:05	そうですね。
0:12:07	貯蔵場の遵守事項ってとこですね。
0:12:11	ヒロセ
0:12:16	そうなんですけど各条文にしないようにするための記載を追加っていうのは、
0:12:23	状況を各条文ながらその貯蔵の方にも書くっていう
0:12:28	うん。西つもりではおつもり担当はまた違うんですか。
0:12:39	町長に関しましては上手くアポイントですと、
0:12:46	下のところ31条等を41のところを書かせてもらってますが、こういう整理ではなくても、
0:12:55	41の重畳事項というはい、ここに臨界に達しない元素努めるとキーワードコタツ何回というのがないかというふうに要求事項だというふうに理解したんですけど、すみませんでしたでしょうか。
0:13:15	はい、その通りでございます。
0:13:17	そうしますと、この10ページのパワーポイントですけど、回答の上段のフロー向上また徐々に分担に関してはこの記載させていただいて、拠点をこの条例または図2の事業時代の
0:13:35	ちょうどこの間のところはちょっと決算を直してもよいのでしょうか。はい。その通り直していただければ。
0:13:44	わかりました。それはいき参画を通すバス停変更担当させていただきます。

0:13:53	はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
0:14:00	はい。
0:14:01	東海本部イサカする人形峠ニシムラさんその後発生するべき多分マイクの方にちょっと近づき過ぎてしまいますので、ちょっと離れて当たると聞きやすいのかと思いますので、次回発言のときよろしくお願ひいたします。
0:14:15	配当すいませんでした。
0:14:19	はい。
0:14:20	あ、すみません、ファン各部局イセダですけれども、1点ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。はいどうぞ。
0:14:29	先ほど人形峠なのか説明しました測定結果し装置の使用方法についてのところで、はい。今回の御説明でご理解いただけたということなんですけれどもはいやっ と7月10日のメンバーにおいてですね、
0:14:46	こういったところに使用方法が明記されているっていうことを情報がわかるように影響してくださいというようなコメントいただてるんですが、
0:14:55	そちらについては、現状に対してプラスアルファで対応が必要でしょうか。それともとめの状態でわかるから良いという認識でよろしいでしょうか。ちょっと確認させていただきます。
0:15:11	ちょっとお待ちください。
0:15:15	試験のときをもって、
0:15:20	スケールの到達しないなど。
0:15:36	それを取っちゃうと試験をしてな。
0:15:39	駄目ちゃうと、
0:15:57	でも、この情報は入ってるという、
0:16:00	はい。
0:16:04	何か試験の慣性さっぱりは3点書いてあるんだったら、
0:16:09	はい。
0:16:10	資料のほうはこれに当たられるにあたってにあたるっていうのをちゃんと保安規定のどっかにかけて。
0:16:16	そういう指摘なんですよ。
0:16:20	はい。
0:16:27	そんなことでこの結果、
0:16:54	ちょっとこれまでの作り込みの違いがあるんで困われている。
0:17:02	項目は、
0:17:05	これまで、
0:17:07	最後です。

0:17:09	はい。
0:17:15	本来ですけれども、これまでのその加工施設と試験用施設と、その保安規定のつくり込みの違いっていうのが若干こういうところで出てきてて、
0:17:28	今回もその違いがあるっていうことをちょっと踏まえると、加工施設はこういう形であって試験の設誤りセンターさんがおっしゃったみたいな、こちらからの指摘なんだろうけれども、そういう対応で経営というふうにしていただければ。
0:17:47	思っていますけどもいかがでしょうか。
0:17:52	なかった。
0:17:55	できればの対応としては統一した形をとりたいと考えてるんですか。はい施設ごとにちょっと形が違うというような形で、
0:18:07	の対応が望ましいというそういう御指示ですか。
0:18:12	じゃんと望ましいとはちょっと青いまた違うんですけれども、
0:18:18	何でしょうか。
0:18:19	それから、
0:18:24	うん。
0:18:31	10日の面談で確かイセダさんが確かに今おっしゃったみたいにソノを使用の方法については、大きく表現を工夫しますみたいなことをおっしゃった記憶が
0:18:43	あるんですけども。
0:18:44	それは
0:18:48	何でしょう。
0:18:49	その機構全体の施設に対しての
0:18:56	話と理解しましたけど、ここでちょっとまた加工施設で間違った。
0:19:02	指示になっちゃうのかもしれませんが。
0:19:08	その10日のときには、
0:19:10	それをどういうふうな感じで、その表現を工夫しますって言われたのか。
0:19:17	結局イセダですけれども10日のときはですね、条文としてこの使用方法が書かれているのはわかるんだけど、ここにほかのタイトル等で使用方法が書いてあるよということが明確になるように、
0:19:33	ちょっと書き方を工夫しますということでお答えをしております。そういったようであれば機構全体で統一した表現にしたほうがよろしいかという考えで現在、各拠点間で調整をしているところです。
0:19:49	ですんでもしそういった取るのであれば、できるだけ共通的にそういったとりたいというふうに考えてますんでは一部の施設でやらなくてよいということであればですねちょっとそれほど書く。

0:20:04	施設ごとの上部の中身に違いがあると思うので、はい。もういらないいらないで入れるなけばいいということでこちらとしては統一した対応をとりたいなというふうに考えているところです。
0:20:19	はい。
0:20:21	統一した対応取りたいってことこの回答がこれなんだってことや、また別なんか何かどっかに出るんですよね。
0:20:31	いやなんかでみんなが言ってることと、
0:20:34	イセダさんが言ってることが違うんじゃないです。
0:20:39	だから、イセダさんが言ったことが人間に伝わってればいいけども、
0:20:44	そこはちょっと別なんです。
0:20:47	いや、いや、そういうふうに
0:20:51	今度はこっち逆で指摘した場合って、
0:20:55	統一的統一的な。うん。
0:20:58	更新ということで示された、ちょっと昨日なんじゃない。
0:21:05	あと、
0:21:09	本田です。すいません。とそうするとちょっと人形峠のほうで作られたこの回答ーイセダさんが10日の面談で指摘されたってことこのちょっと若干操作違いが出てきちゃってるんだけど。
0:21:25	そのそこそのイセダさんが今言われたことは人形峠には伝わってはいないって感じですか。
0:21:35	いや、別途、当間隔のイセダですけれども、今回示させていただいてる扱う向けの資料は3日7月6日の審査会合でいただいたコメントに対する回答として作成してますので、
0:21:51	その時点ではそういった知方法についてばかりを明記してくださいというような話もありませんでしたのであくまで回答としてどこに載ってるかとの示したものです。その後の面談で入ってそういった話が出てきましたのでそれについては人形峠含めて、
0:22:09	各拠点間で今調整をしていると、そういう状況です。
0:22:15	うん。
0:22:16	何か書いており、じゃったらこれはもう閉めどこに明示するかっていうことのみを回答したという資料であって、じゃあそのもう
0:22:29	全体の各拠点間の調整の上、
0:22:32	貯めて、別の記載に修正するとか、そういうふうな
0:22:39	結果になるという、そういう理解でいいですか。

0:22:43	そうですねそれについては別途また御回答させていただくということになると思います。
0:22:52	じゃあ、ここに書きちゃうんで説明したら、
0:22:56	そういう話だったら最初の質問は何だった。
0:23:05	ネットでそれでは、ちょっと別途、
0:23:09	ていうへとあれですねここからの今回の回答あくまでもこういうことが書かれているという回答であって、
0:23:16	またその使用の方法の表現の仕方についてはまた今ちょっと拠点間で調整している最中です。
0:23:24	いうことはわかりました。
0:23:35	そして、
0:23:37	はい。
0:23:39	それと、この件で他に何かあればお願いします。
0:23:47	投函のほうは、はい、回答としてはこういった形で扱う部分の資料としてお出しさせていただきますということで、
0:23:57	その処分方法を記載するかどうかということについては別途調整ということで、すみません。了解しましたらよろしくお願いします。
0:24:05	ありがとうございます。
0:24:08	そして、
0:24:10	だから次に行ってよろしいですか。
0:24:14	使用施設の保安規定なんですけど。
0:24:19	はい。
0:24:23	一応いただいている資料はもう大洗南地区に対してこちらからし、質問。
0:24:33	当投げさせてもらう。
0:24:35	よろしいかとかある意味並みの保安規定に対してこちらから疑問質問投げさせてもらってそれに対して回答いただいたっていうものがあります。いただいています。
0:24:49	それに基づいて原価県とあと大洗北についてもほぼ同じような内容をちょっと確認させていただきたいので大洗南地区の回答をベースに、
0:25:02	御説明っていうか、簡単で結構なんで御説明いただければと思ってます。
0:25:10	ただとか、イサカでさちょっと説明のマイナスと、今予算の発言のときとなってしまったので、内趣旨は理解したんですけども、ちょっと改善の状況がこう言っただけるとこ多いので、加盟を置くにして対応させていただきたいにしてもよろしいでしょうか。結構です。
0:25:31	じゃあの機構の方ちょっと画面のほうをお願いいたします。
0:25:38	うちはどうでしょうか。

0:25:59	北海道もイサカです。それではお笑いに県の方から教育資料に基づいたコメントの回答をお願いいたします。
0:26:07	はい。
0:26:09	はい。お笑い建設安全監視です。
0:26:12	前に送付いただいております南地区し溶接保安規定の指摘、コメント票の地区指摘事項に対して、回答のほうを御説明させていただきます。
0:26:22	まず一つ目ですが、審査基準の3号の価格と利子も者(4)の部分で、保安監督責任者を補佐する組織の存在と拘るという確認ということでございますが、こちらにつきましては、大洗研量保安の監督に関する責任者として、核燃料取扱しましたと。
0:26:42	相当代理者を選任してございます。
0:26:46	こちらにつきましては、をさせる組織は特別には設けておりませんが、前必要があればチーム事務局的な位置付けで、保安管理部がサポートを行っております。
0:26:59	本項目についての御説明は以上となります。
0:27:03	あ、すみませんこれあれですから今御お笑い県から発作いただいた7校南北共通っていい感じですか。
0:27:11	そうとらえても大丈夫ですか。はい、大洗研ホシです。はい、北と南棟用のこととなります。はい、わかりましたので。
0:27:21	一応原価県にもちょっとお伺いしたいんですけどやっぱり
0:27:25	その補佐する組織っていうのはなくて実質はどこかの部がサポートするっていうような体制なのかわかりませんがそういうふうになってるでもいいですか。
0:27:39	はい。意見です。はい、パブリッシングむしろ投げかけごめんなさい。
0:27:48	すみません。
0:27:51	はい、原価件でして、厳格も
0:27:55	本当各取新示して確定主任者ですねを補佐する組織はございません。あれと同じように必要があれば、事務的な部分に管理部がサポートすることになるかと思えます。
0:28:14	ありがとうございますちょっと大洗凍ら意見かけに両方をちょっとお伺いしたいんですけどその代理者っていうのは、
0:28:22	その収集する人がいないときにだけ本当に
0:28:27	各取あの保安監督責任者として動くのがあるいは
0:28:31	代理とはいえこうなんでしょうか。両方2人以上の人が両方とも作業をするのかどういう感じになるんですか。
0:28:43	大洗研ホシですね、大洗研のほうは、核燃料取扱主務者、

0:28:50	本文の方が1人おりまして、その方が所取得も行いましてその方が職務を超えない場合にのみ、THAI入者が対応するという体制で行っております。
0:29:06	電科研も同様ですか。
0:29:10	はい。
0:29:12	はい。結果件です。原価系も、今回の申請でそのようにさせていただいております。はい。
0:29:20	結構認可されているものですねそれについては
0:29:28	外A種が全体を見てその上で施設物を補佐する立場で代行者が手伝っていったものをちょっと今回の申請の施設ごとに主務者を定めるルートをさせていただいております。
0:29:44	やっば、
0:29:45	はい、わかりました。ありがとうございます。
0:29:49	それでは、引き続きお願いします。
0:29:53	はい、ここは意見です。
0:29:55	二つこ蓋項目目のご質問ですが、本審査基準4号、保安教育の一考の部分でございまして、保安教育実施方針の策定について確認ということでございまして、南地区につきましては、第18長の保安教育等に基づき、
0:30:11	所長が保安教育基本計画を作成するという条文となっております、こちらの保安教育基本計画が
0:30:20	審査基準にある実施方針にあたるものでございます。
0:30:25	こちら北地区も同様の帳簿となっております。
0:30:29	うん。
0:30:32	はい、原価件です。原価県も若干文言の違いはありますが同様の記載となっております。
0:30:39	はい。
0:30:45	ありがとうございますと基本計画がすなわち実施方針であるという整理がされているというふうに理解しました。
0:30:56	ちなみに原価県のほうの保安規定ほら別表で各項目とか、
0:31:02	飛んできると思うんですけどそのタイトルが何か実施方針って書いてあったんで。
0:31:07	これつってこれがいいなと思ったんですけど、そういう関係もありますかね原価減産を
0:31:17	先生、ちょっと確認させてください。はい。後で結構で妥当ではい。
0:31:22	はい、わかりました。
0:31:26	じゃあ、引き続き費の見直し頻度のお願いします。はい、大洗研です。

0:31:33	見直し変動につきましては、べし文書となります大洗研究所教育訓練管理要領に 定めております。こちらの7ポツ1実施計画の作成の(4)の部分でございます が、部長または課長は、保安規定に定める個別の保安教育訓練の実施を計画す るにあたり、
0:31:53	教育訓練の目的を明確にするとともに、実施内容の妥当性を次の1から丸三に ついて確認するとしまして、しております。①としまして、目的や意図に沿った内容 となっていること、二つ目として、前回の教育訓練の結果を踏まえて改善すべき 事項が反映されていること。
0:32:12	三つ目として、最新の情報を反映した迷うとなっていること、こちらを規定してござ います。こちら南地区北地区共通でございます。
0:32:32	原価件はいかがですか、これやっぱり何かあれですか、2次文書か何かあります か。
0:32:41	ですよ。
0:32:42	はい、減額も同様に二次文書等に定めております。
0:32:46	どういった内容かちゅうのもあります。
0:32:54	すみません、ちょっと日今手元に持ってきてないんですが、後程整理して、はい、 回答させていただきます。
0:33:05	ちょっとほかの例えば試験のとか、再処理とか残る聞いて恐縮なんですけどこれ って、もう保安規定にバシッと書いてあるものなんですかねその日見直し頻度と かの事業の保安規定のちょっと書いてあるかどうかというのは、今原価県大洗 でわかりますか。
0:33:22	つまり、
0:33:23	ちょっとこれまでの面談で採算ちょっと申し上げてという大変恐縮なんだけど、保 安規定の審査基準に
0:33:32	書かれてしまってる以上は二次文書とか30文書にあるっていうのが、それをどう 扱っているのかなかなかちょっと
0:33:41	厳しいところがあって、
0:33:43	淘汰の事業の保安規定で
0:33:48	見直し頻度についてこうはっきりとこう保安規定上書かれているのであれば、
0:33:53	それに倣うという点もあるしっていうふう思ったわけですけども、今わかる範 囲でいかがですか。
0:34:01	大洗研レーズ法案件につきまして、試験炉の保安規定廃棄物管理施設の保安規 定については、
0:34:10	この見直し頻度等の記載がなくやはり二次文書のほうで対応している状況です。
0:34:19	案件や、

0:34:21	外科系も同様でございます。
0:34:30	はい、ありがとうございます、わかりました。
0:34:35	わかりました。はい、じゃ、原価か、
0:34:40	もう詰まってくださいね。
0:34:50	それでは次お願いします。
0:34:54	そうだ。ごめんなさいこの引き継ぎの話は、
0:35:00	原価件。
0:35:02	大洗研ともに6月19日に広域水位か調べていただいた。
0:35:08	ものが振って、
0:35:14	原価経験、
0:35:15	大洗研ともに日ごとにこうなっちゃう変わる作業なのかあと或いはその作業者が同一の人であるという理由からもととそういったお笑い権限科研ではその引き継ぎを要しない作業形態であるので。
0:35:33	引き継ぎってということが生じないっていうふうに回答いただいたと思ってますけどそれで理解で大丈夫ですか。
0:35:43	この方は意見です。その通りでございます。
0:35:47	はい。
0:35:49	はい、結構意見です。原価県もその通りでございます。
0:35:58	確かの人形峠の加工の審査やってるときに引き続きD
0:36:05	事項ということでその二次文書だか3事務所に
0:36:09	何だか日誌みたいなのがあって、
0:36:13	そこに引き継ぐべき事項っていうのが書いてありますっていうような御説明があつてあなるほどと思ったところあるんですけど。
0:36:22	と大洗研原価検討もそういった二次文書まで来さかのぼってもそういった引き継ぎいいするような
0:36:30	なんか、
0:36:32	記録として残すべきっていうそんなものもありませんか。
0:36:38	はい。
0:36:39	大洗研ですね、その最初に御説明した通り使用にあたっては、その当該意味完結する内容でございますのでそういった引き継ぎに関することはないということでございます。
0:36:56	うん。
0:36:59	東海本部からソノです。はい、そう御判断なさい、やはりですね、事業形態が異なるものですから、再処理とか加工施設、それから発電炉は連続運転するプラント

	がなさそうだと思いますので招聘とやはりそういう操業形態ではないものですか ら。はい。
0:37:19	二次文書に定めてないという回答になります。
0:37:24	んじゃあんまり断層すみません、こだわって申し上げてやっぱりもともとそういった 引き継ぐって言うそういう今ソノさんおっしゃったみたいな形態だから、
0:37:33	もともと層厚ありませんっていうようなことなんですかね。やっぱねもともとつくっ て、ちょっと以外の東海本部からその是正が入って事業検体がそういうふうな来 運用しておりますので、そもそもそういう考えがなかったものでございます。はい、 そうですね、わかりました。
0:37:58	そうわかりましたじゃ次のこの使用前使用後に確認すべきっていう話も6月29 日の面談で御説明ちょっと一部いただいているところがあって、
0:38:12	これはどこだっけ。
0:38:19	ねんみえっとね、原価検討北地区は使用前使用後の設備の点検をしますって いう、確認すべき事項として一応、保安規定には上がっているっていうことは、御説 明いただきました。
0:38:37	ただ南地区においては66条の買う要領とか、あと71条の取り扱い計画におい てその使用前使用後の確認事項を定めているという御説明があったので、
0:38:52	具体的にこう66条に係る下部規定等後ソノ71条の取り扱い計画。
0:39:02	で定めている使用前使用後に確認すべき事項っていうのはどういうものかちょっ と教えていただきたいので、
0:39:10	これ終わってからで結構なんでその該当箇所をちょっと
0:39:14	お知らせいただけますですかね。
0:39:17	大洗研レーズ南地区の下部要領の内容について、ちょうどご連絡いたしますはい よろしく申し上げます江田島な内容は若干ご存知ですけど、ざくつと言うと、どんな ことが書かれているっていうのは、
0:39:35	はい。
0:39:36	正確に今回回答できませんので、後程説明させていただきます。はい。
0:40:05	はい。
0:40:07	じゃ次はどんどん立ち入り水圧役割と。
0:40:13	次はこれだ。
0:40:25	4分の2ページの
0:40:27	6号の2番。
0:40:29	ですかね、これはその通りですが31条において、
0:40:36	だけど、
0:40:41	ちょっとすみませんお待ちください。どうぞ。

0:40:48	ここ。
0:40:58	はい。
0:41:05	管理区域内の
0:41:07	区域区分において汚染の恐れのない管理区域を見これ以外の管理区域について表面汚染さこれか。
0:41:16	これって、管理区域内
0:41:20	ペアと汚染の恐れのない区域っていうのは、
0:41:25	ここは意見原価件ともに都道な存在するとか、あり得ることなんですか。
0:41:33	はい、大洗研です。
0:41:35	まず南地区についてですが、経過しました。どうぞ。
0:41:41	はい、第二種管理区域が汚染の恐れのない区域となり、そちらを規定しております。はい。
0:41:50	北地区につきましては、第二種管理区域のほか、低レベル区域というものをつけておましてそちらも汚染の恐れのない区域ということで、
0:41:59	設定してございます。
0:42:03	カンダ
0:42:09	はい。
0:42:11	はい。厳格化でございます。原価県も同様にまず汚染の恐れがない区域として外部被ばくだけの線量で規定している第二種管理区域を
0:42:26	第1種管理区域の値、一定程度の汚染の密度が低いという所低レベル区域として設定してございます。
0:42:39	はい、わかりました。
0:42:43	あとすみません原価計算ちょっと戻っていいですか。すいませんと第5号の使用施設等の操作っていうところで、
0:42:52	6番、第6番目の項目で
0:43:05	これ、
0:43:07	資料もそうです。
0:43:10	あの地震火災時の発生時に卒構すべき措置を定めていることっていうのがあるんですけどこれ。
0:43:19	処理場だけ自身もそっちっていう規定が何か見当たらなかったんですけど。
0:43:27	ありますかね。
0:43:31	ちょっと確認して回答させていただきますし。
0:43:47	それとちょっと怖い権限が現そうなんですけど、ここはあの地震。
0:43:52	それから、これは、
0:43:56	これは試験炉のほうでも同じようにしていわれているところで、

0:44:04	県の場合におきましても、
0:44:09	そうか。
0:44:12	試験の場合ではその日何かあると、いろいろ条文を挙げてくださったんだけどその紐づけが十分じゃないんで検討しますっていうふうに
0:44:22	となりましたけど、使用施設の場合は十分ひもづけなされてるっていう理解になりますか。
0:44:33	何か書いてあることはそんなに試験の多摩変わんないんで。
0:44:37	っていう気はしてますけど。
0:44:45	原価件よろしいでしょうか原価結果はい。
0:44:50	原価件の保安規定に関してはご指摘の通りと同じような記載ですので試験炉の受けた配当差異が以上減額以上のそつ異常ですね、以上の一番下当たり取り扱ってるんですが、はい。
0:45:09	そこで以上に火災が含まれているというのが今明確はぱっと見わからないということを書いていただきますので同じような対応になるかと思っております。はい、わかります。
0:45:22	大洗研レース、大洗研もし堅牢でいただいたコメント等々の所同様の対応を新設についても取りたいと考えております。はい、わかりました。
0:45:36	原価件で先ほどの御質問回答させていただいてよろしいでしょうか。はい。
0:45:41	当地震後の措置でございますが、と処理場編の並びが悪くて申し訳ございません。3編の29にございます。3ページの25条でございますが、失礼しました。探し切れないんですか。
0:46:14	次はですね
0:46:17	アジアつつ引き続きお願いします。
0:46:20	はい、大洗研です。
0:46:23	続きまして、審査基準6号の33はい立ち入り制限区域を設定した場合の線量率濃度限度の基準はあるのかということでございますが、こちら別表第十三に立ち入り制限区域の設定基準を規定してございます。すいません。これはちょっと話し切れずに失礼しました。
0:46:43	31、10、10、13。
0:46:46	別表第13になります。
0:46:53	北南地区ではないでしょうか。
0:47:02	ジャックス、
0:47:10	だから政府34条関係アワ失礼しました確認しました。
0:47:15	原価かはいどうぞ。
0:47:19	すみません、北地区につきましては2人の辺の

0:47:23	京大さんのほうに記載がございます。
0:47:27	はい。
0:47:28	別表第 3 はい。
0:47:30	ありがとうございます。
0:47:32	本日の案件を
0:47:36	はい、原価件でございます。2 件、19 条から呼び出しております別表第 6 のほうに記載をします。
0:47:47	わかりました。はい、ありがとうございます。
0:47:56	次はですね。
0:48:01	次ですね次というかちょっと、あと追加というか、やっぱりこれも試験炉側で指摘されたところで第 5 項、第 6 号の第 5 号ポツ 656 号 5 項で、
0:48:17	表面汚染密度の基準の差があれがないっていうのは、やっぱり試験炉側で言われているところとして使用施設にも同じ条文が求められてるんだけどこれはやっぱり前ないと思いますけれどもこれはどうするかというふうに
0:48:34	お答えしてるかつつたら、
0:48:39	なんか実際にこの基準値を入れるかどうか調整させていただくと。
0:48:46	いうふうにおっしゃってたもの等後、こちらからはそういった基準値は下位規程に定めるっていう他人事があってもそれでもまあ大丈夫よっていうようなお話をさせていただいてますけどこれは、
0:48:59	お笑い研さん原価減産でいかがですか。
0:49:04	大洗研です知見で回答しました通り、こちらの基準を地方の方でも同様に、
0:49:13	が記載とすることで検討したいと考えております。はい。
0:49:19	はい、原価件です。今ホツカンのほうで適切な記載について検討を進めております。そうしましたようでございます。
0:50:05	はい、じゃあ、引き続きお願いします。
0:50:11	はい。お笑いです。
0:50:14	資料の 3 ページに移りまして、審査基準 8 号こちらクリアランスと高放射性廃棄物が廃棄物のことについて確認ということでございますが、現状、クリアランスの想定がないため、7 号について記載。
0:50:30	だからこれについて規定をしていないという回答としてございます。はい、はいます廃棄物の廃棄物についても想定が現状ないため規定をしていないということでございます。
0:50:40	はい。
0:50:43	原価件です。原価県も同様でございますし、施設からはクリアランスNRの発生は今予定しておりません。

0:50:53	ありがとうございます。
0:50:55	にちょっと戻りましてごめんなさい、第6号の7で、
0:51:00	管理区域からの間、核燃料物質の搬出及び運搬に係る規定っていうのがあると思うんだけど、
0:51:10	例えば物品の搬出の話は、
0:51:17	あると理解してましたけれども、
0:51:22	別途、核燃料物質のその搬出運搬に係る規定というのが見当たらないかなあと思ったんですけど。
0:51:30	これはどの場が当たるっていうふうに読めばよろしいかなと思ってお伺いしますが、
0:51:39	はい、大洗研です。
0:51:42	こちらにつきましては、南地区の保安警備しますと第3編の51条に、周辺監視区域内運搬、
0:51:52	52条のほうに周辺監視区域外運搬という判定をしてございますが、こちらの項の
0:52:00	ちょっと待ってください。
0:52:08	はい。お願いします51条第51条とはい。
0:52:12	51条の3項のほうでございますが、ヒロセだった無機はいすいません広域やっぱ失礼しました。申し訳ありません。
0:52:21	参考すねはい参考と。
0:52:25	わかりました生成しました。
0:52:29	管理区域外へ搬出するときは次に掲げる事項について、
0:52:32	承認を得る。
0:52:35	表面水は超えないことと線量率は超えないことということでよろしいですか。
0:52:41	はいその通りでございましょうか。超えまして申し訳ありません。
0:52:46	原価権は同じなんか条文ありますか、同じような
0:52:53	はい、原価件については第2編40条に周辺監視区域内に係る措置はい。
0:53:03	240条ですね、せよ非常に周辺監視区域外運搬に係る措置ということで規定しております。はい。
0:53:12	多分終わると今ちょっとオーライの説明聞いてて思ったのが若干表記が違って、管理区域かつの排出に関して規定しているものがどれかはわかりづらいと思います。この中に含まれているのは確かでございます。はい。
0:53:33	それはわかりづらいなどどうしますか。
0:53:36	簿価
0:53:37	工夫できるところないですかね。

0:53:41	ちょっとお笑いの記載を見させていただいて同様の記載にしました修正する方向でちょっと検討させていただきます。
0:53:48	はい、ほかのこれはあれ、
0:53:51	ホストの北南同じですかねちょっと出ますけど失敗北地区につきましては、THAI 3 編の第 1 条 1 条
0:54:03	はい。
0:54:05	第 3 編に地上にあります周辺監視区域区域内ファンに関わる措置ということで若干記載ぶりが違いますが、こちらも参考のところで、搬出元課長は管理区域外反するときとはということで、はい、ほぼ同様の記載となっております。
0:54:40	はい、じゃあの原価県さんのほうはちょっとあの、記載をちょっと工夫性とか検討してみるってということで承りました。
0:54:50	じゃあですね。
0:54:54	第 8 号と 9 号の使用の方法がちょっとこれの前にやらせていただいた、ちょっとお話で対応ということで承ってます。
0:55:05	それはどれなんですよ。
0:55:08	あと 12 号に行きますかね。
0:55:16	12 号の 2 か。
0:55:21	以上です。
0:55:24	いかがですか次々は 12 号になると思うんですけど。
0:55:29	違う、ごめんなさい、違う。
0:55:32	第 7 号の 9 ですかね。
0:55:38	はい。
0:55:41	いただいてるご質問が 45 町議会の規定があるかどうか確認ということでございまして、まず 45 条が床壁等の調整の頂部になっておりますが、そっちで除染等については規定しておりますがその他の対応としましては、汚染が確認された際には、その値が立ち入り制限区域の基準を超えた場合は、
0:56:01	立ち入り制限区域を設定し管理するという条文が南地区のほうには第 34 条でございまして。その他定期的な測定度性が確認された場合セット該当箇所は放射線管理部長の指示に直ちに原因調査及び原因の除去等の措置を講じるということでこちら第 47 条に規定しております。はい。
0:56:22	これ 995、誤差原価県さんはいかがですか。
0:56:28	9 号に対する回答といたしましては外科系に変の 48 条に線量当量率等をはかる以上認められた場合の措置ということで規定させていただいております 2048 条はいわかりました。
0:56:47	これ大洗研のほうを両方ももしれないからの汚染の拡大防止措置

0:56:55	というふうにはっきり言われてしまってるんですけど。
0:57:00	これは、
0:57:01	等々条文でいうと中 45 条は、
0:57:06	青は原価健全や大洗研の
0:57:10	北地区南地区でいうと 45 条の床壁の挑戦のところ、
0:57:19	放射線管理第 1 課長は汚染状況の確認を行うとともに、
0:57:25	何々と必要な待ったは除染汚染の除去汚染の拡大防止措置等を講じさせるってあるので。
0:57:34	これかなと思いましたが、すみませんちょっと確認ですけど、よろしいですか。
0:57:41	はい。45 章の床壁等の除染の汚染拡大防止措置の部分が南地区の条文としてはわかります。はい。
0:57:53	はい、ありがとうございます。
0:57:57	原価のはっきり書いてある。
0:58:07	はい。
0:58:12	うん。
0:58:17	一応ちょっと確認しますけど次の項目ということで確認しますけど平常時モニタリングの話は今機構大で調整中ということで理解してますがよろしいですか。
0:58:31	はい、大洗研ですはい今ただいま検討中でございます。はい、ございます。
0:58:50	うん。
0:58:53	次は、じゃあ 12 号の 2 番。
0:59:00	時工事の
0:59:11	組織内規程類を作成することが定められていること。
0:59:16	なんですけど。
0:59:20	御説明っていうかお願いします。
0:59:23	はい、終わり点ですね、こちらに十分そ 30 文書において事故対処規則のようなものが存在することを確認するというのでございましたので、名私文書としましては、チェック対策規則で産地文書としましては、各部は
0:59:41	事故対策要領等事項に関わるような
0:59:46	容量を設定してございます。
0:59:54	はいや原価県さんも同じですかね。
1:00:01	これ、
1:00:02	はい。原価件でございます。核燃料物質の使用に関するということでございますので、各施設編の方でテレビ消しなさい手引き、はい。

1:00:13	はい、手引きを作成しなさいと規定してその中で、異常時の措置ということで規定しております。はい。これにも出て各部が各容量下部規定を定めているということでございます。
1:00:27	はい。
1:00:31	あそこで皆さんが大洗研についてはその原価権みたいにあと各サイトを施設ごとに手引きを定め炉っていう規定がない。
1:00:42	ということかな。
1:00:44	はい、終わり件でございます。北地区につきましては各施設圏に事前確認と同様に手引きの作成という状況がございまして、その中に常時の設置等も含めて規定することを定めておりますが、ごめんなさい。そうか。はい、はい。
1:01:00	榎並地区につきましては、なるべく機器の処分という形ではない。
1:01:05	ですが、先ほど前段でも出ました第 66 条仕様上の留意事項のところの 66 日目、それは南ですね、56。
1:01:20	はい、下流除灰こちらの留意事項で以下の事項を明確にして先ほどの安全を確保することということで、こちら(1)の歯の部分ですが以上発生しても取るべき措置近い応答を待ち定めることということでこちらで各施設、
1:01:37	適用例を作成して対応してます。
1:01:42	これに基づいて、
1:01:46	留意する。
1:01:54	個人でしょう。
1:01:57	これは南地区のうちにちょっと
1:02:14	南地区については本当にずっとたどるとまず 66 条が出発点でこういった安全確保しせようと。
1:02:25	有放暗記定常の規定があつてそれに基づいて各それぞれで作って、
1:02:32	さっき言った事故対策規則とか事故対策要領というのを作ってるっていう項立てスケールでいいですか。
1:02:41	はい、66 条に基づきまして事故対策要領は
1:02:48	鳥栖核燃の使用という意味ではちょっと回ちょっと回答として正しくないのでは全体でございますような現在物理ば安全作業要領ってあるとか安全作業マニュアル、こちらのほうに、こちら 66 条に基づく事項を定めております。
1:03:04	安全作業マニュアルに定めている安全作業。
1:03:09	はい。資料でいきますと、2 ページ目の 5 項の 5 項の部分でございましてございますが、2 ページ目以降、はい。
1:03:21	はい。

1:03:23	六条ー66条に関連した下部要領として燃料材料試験敷設南地区安全作業要領、
1:03:32	作業マニュアル
1:03:35	ちょっと待ってこちらが、はい。はい。
1:03:38	はい、その保安規定 66 条に基づきされている要領になります。
1:03:46	これに、これ。
1:03:49	に基づいて、さっきのその非常時の何とかがっていうのを作るってことですか。
1:03:55	申し訳ありません。34 ページ目の異常時の対策の容量は、
1:04:01	ちょっとこの指標の使用時の異常という場合の措置として、間接的なもので直接的には。はい。こちら安全作業要領のほうで、
1:04:12	ちょっと取り扱い時の異常時の対応は規定してございます。ちょっとすいません。
1:04:24	取り扱い時の
1:04:28	以上の措置は非常時の措置はまた別途などれっておっしゃいました。
1:04:34	はい。
1:04:35	はい。2 ページ目の資料でございます。
1:04:40	燃料材料試験施設南地区安全作業要領、はい。
1:04:45	はい。
1:04:47	を記載してございます。
1:04:51	でもさ事故対策規則とか事故対策要領というのは正す正しくないということですね。
1:04:57	はい、申し訳ありません、間接的な通報連絡と会派白須賀を事故対策の体制等をこちらで規定してございますが、
1:05:07	はい。
1:05:08	核燃料物質を取り扱い時の事故時の対応という具体的な内容に関しては、こちらの安全作業要領のほうに規定しているという状態でございます。わかりました。
1:05:33	すいません 66 条の読み方だけど、ここで、
1:05:40	留意するとか、安全確保する。
1:05:44	書いてあるんで、何か直接的にこう内規を定めるみたいな、
1:05:50	文書作成しようというふうにはなかなか読みにくいんですけど。
1:05:57	途中からもととなっているのが進んでとにかく 66 条の注意事項ですと、
1:06:05	いうふうに理解すればいいんでしょうか。
1:06:08	大洗研ですと、確かに直接的ではないんですが、1 号ところにあります通り、以下の事項を明確にしているところでこの計画になるほど安定的になりますしね。
1:06:20	明確にするってことはそういった手引きを作って明確にするっていうのがあり得っていか一般的っちゃうことで、はい。

1:06:31	なるほどね。
1:06:42	はい。
1:06:43	あと、
1:06:46	設計
1:07:03	はい、ありがとうございました。次ちょっと聞きたいんですけども第3号のところで、
1:07:12	東Gをするっていうのをちょっと今回追加されて、これはあの試験炉も同様なんですけど、仕様のほうはその通報するっていう
1:07:24	規定は外科県大洗研ともにあるんだけどその
1:07:30	避難指示云々の話はちょっと読み取れないんですけどもやっぱりこれはあの試験のほうでも指摘されているところでして、
1:07:42	これどうしたんだっけ。
1:07:47	これ20文書には試験炉の場合は2次文書にはその避難誘導定めてますってあるけど、資料のほうも同じような対応と理解できますけど、やっぱり同じですから二次文書に
1:08:02	その避難の話って、見学者とか、
1:08:06	含めた人たちの避難指示っていうのはそっちでに規定されていると。
1:08:12	ということになります、大洗研です。はい、避難指示につきましては今回追加してございます。見学者等が読める表現になっておりません。はい。そちらにつきましては、試験炉で御説明した通り、ページ文書のほうで見学者等の避難については規定している状態でございます。
1:08:30	はい。
1:08:36	劣化でも同じですか。
1:08:47	外科件です。外科県も試験のときに回答した通り、同様でございます。
1:08:55	これすいません試験ノーで指摘された時で下記規程に書いてありますで終わったんですかそれともやっぱり
1:09:04	何か保安規定のほうにちゃんと明確にしろっていうふうに
1:09:08	指摘されたんですけど、ちょっと記憶がないので、
1:09:12	ここは意見です。保安規定のほうで明確になるよう検討するということで、どうしておりますので、はい。燃取じゃ。
1:09:22	やっぱり一緒ですかね、対応としてはねえじゃん。
1:09:26	結構粗い県ですとか、知見の対応とちょっと同様の対応をとろうと考えております。
1:09:34	はい、原価件です。厳格円については漏斗仕様について同じようにここは記載している部分でそれぞれ同様に対応したいと思います。はい。

1:09:44	はい。
1:09:59	じゃあ、次は 12。
1:10:02	もう。
1:10:05	はいか 6、
1:10:09	(3)これすいません確認なんで。
1:10:13	どこだ。
1:10:15	お笑い南の 20 条の 2 の第 3(3)
1:10:21	にあるということよろしいですか。
1:10:24	はい、大洗です。
1:10:26	南地区につきましては 20 兆事前措置の 2 項の(3)のところに実効線量について 250 ミリを線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者は原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災管理者、副原子力防災管理者または原子力防災要員である。
1:10:46	あと、ということの規定してございます。
1:10:48	北地区についても同様の条文がございます。はい。
1:10:52	ありがとうございます。
1:10:56	玄海県は大丈夫ですか。
1:11:04	すいません原価件でちょっとすみません、一つ戻りますけど
1:11:08	減災法によるっていう話試験の中で書いてないんじゃないかという指摘されたけど、やっぱりCO2 方にもないので、やっぱこれ同じで対応はよ、同じでよろしいですか。
1:11:20	経営計画でございます。当埋設ですね、きっかけ施設の方で入ってますので同様の条文を入れる方向で今検討しております。わかりました入ってございます。
1:12:03	個目、その次の 13 号でちょっと確認したいんだけど、
1:12:10	15 の(1)のEのところであの可燃物にかかる云々って書いてあるんですけど、規定されたんですけどこれ可燃物あ、
1:12:20	どうなんですかねなんか下位規程にあるんでしょうかね。
1:12:30	終われ件です。
1:12:35	こちらも正確な回答ができませんので、ちょっと
1:12:40	案件と一緒にバック店舗より確認して回答させていただきたいと思います。わかりました。
1:12:46	これも保安規定の審査基準に書かれてしまってちょっとまた同じこと言って恐縮なんだけど
1:12:58	どっかでまさに可燃物の管理っていうはっきりしたことは書いてなくて他の条文で、

1:13:05	例えば人形峠なんかこういったあっちこっちの条文が来ちりばめられて
1:13:12	読めるっていうような例もあるんで。
1:13:15	° どこかに何か、そういった可燃物管理に係るような規定があれば保安規定上で読めるなっていうふうに判断もできますんでちょっと
1:13:25	その辺の確認を含めてちょっと教えていただければと思います。原価県も同様なんですけど。
1:13:34	原価県了解です。整理して回答させていただきます。はい、わかりました。
1:13:52	次は 14 号の
1:13:59	経営と 5 番目で
1:14:04	何かってのは、
1:14:10	間の事故故障等の事象に準ずる重大な
1:14:16	事象について、
1:14:18	の話なんですけど、やっぱりこも
1:14:22	ちょっとコメントでは 2 次文書 30 文書において確認っていうふうにと記させてもらったけれどもそのもの、
1:14:30	他の拠点に対する指摘で
1:14:34	保安規定に具体的に書いてある具体的に明記っていうふうにとちょっと書いてあるから留意してくださいっていうような指摘をさせてもらってます。
1:14:43	それで
1:14:51	前科じゃねえ 10 日か投函時の試験能に対する試験炉に対する内からのコメントでは減少機構さんから
1:15:02	趣旨はわかったから検討してみますっていうような回答を受け、おっしゃったと記憶してますけど。
1:15:11	使用施設の保安規定に対してもやっぱり同じ対応をとられるっていう理解でいいでしょうか。
1:15:19	すみません全体に関わる話なんかのイセダの方から回答させていただきます。こちらのフローのほうの面談で回答させていただいた通りですね、同じ要求事項ですので、
1:15:34	準ずる重大な事象について、本店側で具体的に
1:15:40	明記できるようにということで今拠点間で調整していこうと検討してますんであろうとあわせて同じような形で修正をさせていただきたいというふうに考えております。はい、承知いたしました。
1:15:54	含めてな。
1:15:57	今の拠点間っておっしゃったのは、全拠点
1:16:03	人形峠も含めてということで理解しますがいいですか。

1:16:07	はい。答弁拠点共通で考えております。わかりました、ありがとうございます。
1:16:21	最後技術情報の共有のところですけども、
1:16:28	ごめんなさい、これはちょっと
1:16:30	コメントとしては何も言ってないんですけど
1:16:34	やっぱりこれも他拠点に対する指摘の中で技術情報の共有というところが、
1:16:41	なかなか審査基準と照らすと、お読みきれないっていうことを指摘させていただいて、これも機構大の方で検討しますっていうようなことは面談の中でおっしゃっていただいているんですけども、使用施設に対しても同じというふうに理解でよろしいでしょうか。
1:17:01	はい、各部イセダですこちらも同様に、しゅんせつに関しても、
1:17:08	記載のほうですね修正する方向で今調整中です。はい、承知しましてありがとうございます。
1:18:03	すいませんと大洗北のほうでちょっと一つ言い忘れが始まりまして申しわけありませんとね。
1:18:11	7号8号から8号の線量当量。
1:18:17	汚染の除去の1号の1、一番のところ、
1:18:22	ちょっとお待ちください。
1:18:33	こちら、
1:18:37	はい。
1:18:39	きっと。
1:18:51	1号で従事者が受ける線量について線量限度を超えないための措置。
1:18:59	が定められていることとあってなのかつ書きで個人線量の管理の方法を含む。
1:19:06	ていうのはちょっと追加されてるんですけど。
1:19:08	これについては、
1:19:12	どこが該当するかって言うのはちょっと教えていただきたいんです。
1:19:18	思わない。
1:19:21	北ですかね北地区
1:19:28	はい、大洗研です。
1:19:31	ご質問の個人線量の管理方法でございますが、はい、入れる対2編の23章。
1:19:41	23回の外部被ばくによる線量の評価のところ、
1:19:48	予算
1:19:52	はいはいはいはい。
1:19:54	はい。

1:19:57	こちらのほうで個人線量計から線量計等の個人線量計による介護比較評価を行うこととする作業管理を委嘱するためのポケット線量計による回答被ばくに関わる線量の測定は課長が行うことと、
1:20:15	そちらの
1:20:18	借用してから線量計は、2項で環境計測課長に送付して、
1:20:28	参考で、環境線量計測継続課長が個人線量計の来線量評価を行うということで、こちらの方が個人線量計の管理の方法に当たる条文と考えております。
1:20:46	また、
1:21:08	時原価件はどうですか何かどこどこで
1:21:14	明瞭なと思っておりますか。
1:21:21	個人線量計でございますが、原価件の保安規定では基本線量計と名付けておりまして第2編の26条、はい。
1:21:35	測定範囲が同じようなこと書いてありますねはいはいはいって言われます。
1:21:46	か。
1:21:54	管理の方法がまたすみません使用の方法、監視みたいなっちゃうんですけど。
1:22:02	絡んでの方ほう。
1:22:06	ていうのか。
1:22:20	うーん。
1:22:39	或いはちょっとすいません、見方を変えてほら、今回何だっけな保安の関係で、こうリストアップして定期的にご補修点検するみたいな
1:22:52	保安規定に出ていると思うんだけど、測定器とか設備機器とか、その中にこういった個人線量計っていうのは含まれるんでいいですか。お笑い検討原価券売は
1:23:07	ちょっと言い方が悪い。すいません。
1:23:12	総会本部からその実数であって、まず線量計の中でもですね。はい、事故時に対処するものですね、これについては、新規制基準で追加要求となったので、平成25年度に追加した或いは
1:23:31	これから新規制基準適合確認を受けるときに、他の追加ということになると思うんですが、個人線量計は、そういう意味でも普段から持っているもので、これも従前からずっと管理しておりますので、その事故時に対処するための線量計と別だと。
1:23:48	ちょっと記憶しているんですけども、はい。またご確認いただければと思います。はい、わかりました。ありがとうございます。
1:23:58	そうです。
1:23:59	はい。

1:24:05	事故時、
1:24:19	ちょっとすみませんこちらも確認してますのは事故時のと、通常使ってる戦力が別だっというふうな
1:24:27	ことでわかりました。
1:25:01	ありがとうございます一応案をこちらから質問させていただいたのは以上というかすべて
1:25:09	回答いただいたと思ってます。
1:25:13	それで
1:25:17	幾つかですね
1:25:22	主にその試験炉は試験炉側で、
1:25:27	指摘された事項っていうのはその使用施設の保安規定の共通するところではあるので。
1:25:34	その試験炉側の指摘に対して、様々検討してますってお答えをいただいたので、それは並行して使用施設の保安規定のほうにも
1:25:47	何らかの形でそう指摘反映していただけるようお願いしたいと思ってます。
1:25:53	それから、ちょっとこれからもうちょっと少し精査して例えば下位規程に書いてありますとか、そういったものがちょっと幾つか今日の午後、
1:26:03	御説明中に出てきたので、ちょっといずれちょっとそれを見せていただきたいというお願いをさせていただきたいと思ってます。
1:26:13	今日、今日、
1:26:16	どれだけ
1:26:29	まず今、今ので言うと、日スタートでその下位規定みしてくださいっていう話をさせていただいたのでは大洗のほうで使用前資料 5 に係る
1:26:44	確認事項は何だっけな、66 条の紐づけされる下位規定と 71 条の取り扱い計画にぶら下がっている。71 条に関係する
1:26:58	取り扱い計画で書かれていますということを各おっしゃったのでそれをちょっと確認させていただきたいっていうのと、
1:27:10	後ですね管理、各款
1:27:14	可燃物の管理、可燃物の管理については、下位規定も含めて整理して御回答いただくと。
1:27:22	いうことと、
1:27:26	はい。
1:27:38	はい。
1:27:44	あと幾つか
1:27:52	あとあれカゴメさんとちょっと整理すると。

1:27:55	管理区域からの核燃料物質の搬出と運搬については外科系のほうでは阿蘇はつきりと読みとれなかったので、大洗意見疾病規定している文言を参考2区表現を工夫したいと。
1:28:12	いう話と、あと原価系については減災法による減災法によると、事態が進展した場合は減災法によるという条文がないので、それを入れることは検討しているというふうにお答えいただいています。
1:28:28	うん。
1:28:30	そ意今の話へと。
1:28:33	ちょっとすぐ、すぐに対応いただけるっていうか、下位規定とかはいただけるのは
1:28:43	そう遠くないときにいただきたいんですけども
1:28:48	他の拠点等のいろんな調整が必要なものはまたあの試験の班との指摘との関係もあるんでまた違う別の日に御説明いただくということになると思うんですけども、よろしいでしょうか。
1:29:06	はい。今おっしゃった通り、下部規定等はですねすべて提示ができると思いますので。その準備ができ次第、再開したいと思います。もう試験炉含めて、拠点間で調整している部分についてもできるだけ早めに残余の固めてこっちにしたいと思いますんで。はい。またそのときはにて調整等を含めてよろしく願いいたしました。はい。
1:29:29	はい。
1:29:31	こちらからは特にございませんけど、原子力機構さんから何か5月にあります。
1:29:44	当機構東海本部は特にございませんねと各拠点あればお願いします。
1:29:49	はい。
1:29:57	内容なので機構からは特にございません。はい、ありがとうございました。
1:30:05	よろしいですか。
1:30:06	はい、ありがとうございました。今日はちょっとすみません私の連絡が不行き届きで最初の人形峠さんの御説明ちょっと渡させてしまって大変申し訳ございませんでした。
1:30:18	これじゃ、郷土面談はこれで終わりにさせていただきます。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
1:30:26	はい、ありがとうございました。
1:30:32	どうぞ。もう。